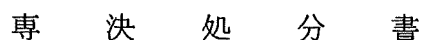


専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

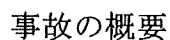
秦野市長 高 橋 昌 和



1 賠償金額

2 賠償の相手方

秦野市長 高橋 昌和



- (1) 発生日時

令和6年6月7日（金）午前10時20分

- (2) 発生場所

© 2006 The Authors

- ### (3) 事故の状況

生活援護課職員の運転する公用車が、停車位置から方向転換を行うために後退しながら切り返したところ、周囲の安全確認が不十分であったため、上記場所の〇〇〇〇さん宅のブロック塀に車両の左前方が接触し、損傷させた。

- #### (4) 本市の責任原因

後退時の周囲の安全確認不履行

- (5) 本市の過失割合

100パーセント